



家族の“絆”応援 ～家族で支え合う、家を支える～

令和7年度 鹿屋市支え愛ファミリー住宅改修応援事業

★「子育て」しやすい家にしよう！ ★「地震」に強い安全な家にしよう！

鹿屋市では、世代間で支え合いながら生活する三世代同居家族の形成や子どもを産み育てやすい環境づくり、安全で快適な住まいづくりを推進します。

また、住宅改修を行うことで、高齢者や障害者にやさしいまちづくりとなること、鹿屋市立地適正化計画によるコンパクトシティの推進や、市外在住のI・Uターン者の移住・定住も促進します。

さらに、太陽光発電やLED化等省エネに対応した改修によりグリーン社会の促進を図ることや、宅配ボックスの設置、テレワークのための間仕切り改修等により、新型コロナ感染対策を図ります。

申請については、様々な条件がありますので、この手引きをよくお読みください。



« 申請の手引き »



ポイント

- ① 子育て世帯を中心に、持家を有する世帯の住環境づくりを応援します。
- ② 三世代同居による、親世代による子世代の子育て支援、子世代による高齢の親世代への見守り支援や支え合い・助け合いを応援します。
- ③ 住宅の安全性を向上させる住まいづくりを応援します。
 - ⇒ STEP 1 地震に強い家か確認（耐震診断）
 - ⇒ STEP 2 地震に強い安全な家に改修（耐震改修工事）
部分的または段階的に地震に強い家に改修（簡易耐震改修工事）
 - ⇒ STEP 3 住宅の安全性を確認・確保した上で、気になる箇所を改修（リフォーム）

注 意

- H25～27 年度にリフォーム補助を受けた人は、上記③にある耐震診断・耐震改修工事に限り申請できます。
- 現行制度による補助事業は本年度で終了予定です（来年度以降は未定）。
- 最新情報(申請状況等)、申請書類等は、市ホームページで随時ご確認ください。
⇒ <https://www.city.kanoya.lg.jp/>（⇒トップページ＞募集からリンク）

お問い合わせ先

- 鹿屋市 建設部 建築住宅課（市役所 4 階）
[TEL:0994-43-2111](tel:0994-43-2111)（内 3471） FAX:0994-41-2936



1 補助メニュー ※住宅の建築年月、世帯構成により補助内容が異なります。

【補助区分①】 耐震性がある住宅 ※1回限りの補助

● **昭和 56 年 6 月 1 日以降** に建築・着工された住宅（専用住宅・併用住宅・集合住宅）

➤ 震度 6 から 7 程度でも倒壊・崩壊しないよう設計された住宅

種類	内容	対象となる世帯	補助率・限度額
改修応援補助 (リフォーム補助)	リフォーム工事の費用の一部を助成 (貸家等は除く)	A：子育て世帯 B：高齢者等世帯	20%・20 万円
	バリアフリー工事※ 1、グリーン化工事 ※2 の費用の一部を助成 (貸家等は除く)	A：子育て世帯 B：高齢者等世帯 C：一般世帯	

※1 **バリアフリー工事・・・**

トイレや浴室等の段差解消や手すりの設置、その他介助用設備等

※2 **グリーン化（省エネルギー化）工事・・・**

太陽光の設置、蓄電池の設置、ガス設備から IH ヒーター、エコキュートへの交換等

【補助区分②】 耐震性不足のおそれがある住宅 ※それぞれ1回限りの補助

● **昭和 56 年 5 月 31 日以前** に建築・着工された戸建住宅（専用住宅・併用住宅）

➤ 震度 5 程度で壁・柱等が破損、震度 6 程度で倒壊・崩壊する可能性がある住宅

種類	内容	対象住宅	補助率・限度額
STEP 1・必須 耐震診断補助	耐震診断の費用 の一部を助成	昭和 56 年 5 月 31 日 以前に建築・着工され た住宅	2/3・10 万円
STEP 2 耐震改修工事補助	i .耐震改修工事の 費用の一部を助成	STEP1(耐震診断)の結果 「倒壊する危険性がある」住宅	2/3 200 万円
	ii .簡易耐震改修工 事の費用の一部を助 成	STEP1(耐震診断)の結果 「倒壊する危険性が高い」住宅	2/3 100 万円
STEP 3 改修応援補助 (リフォーム補助)	リフォーム工事の 費用の一部を助成 (貸家等は除く)	・ STEP1(耐震診断)で 耐震性有りの住宅 ・ STEP2- ii (簡易耐震 改修)を行う住宅	A 子育て世帯 B 高齢者等世帯 C 一般世帯 20%・20 万円
		STEP2- i (耐震改修) を行う住宅	A 子育て世帯 B 高齢者等世帯 C 一般世帯 30%・30 万円

※貸家等は、耐震診断補助・耐震改修工事補助に限り対象です。

※STEP 1 の耐震診断の結果、耐震性（地震に対する強度・靱性）が不足している戸建住宅
は、STEP 2 の耐震改修工事を行う場合に限り、STEP 3 の改修応援補助が利用できます。

※STEP 1 の耐震診断の結果、耐震性がある戸建住宅は、直接 STEP 3 の改修応援補助へ

【その他補助・①又は②に加算】 ※改修応援補助とあわせて1回限りの補助

種類	内容・条件	対象となる世帯	補助額
三世代同居世帯 応援加算金	同一住宅に、三世代以上の直系親族で居住する世帯	改修応援補助を申請する、 Aの子育て世帯	10万円を加算 (1世帯)
子ども三人以上 加算金	高校生以下の子どもが三人以上いる世帯	改修応援補助を申請する、 Aの子育て世帯	10万円を加算 (1世帯)
転入者加算金	鹿屋市に中古住宅を購入改修する世帯（転入後1年以内）	改修応援補助を申請する 全ての世帯	10万円を加算 (1世帯)
居住誘導区域内 等改修加算金	鹿屋市立地適正化計画 に定める 居住誘導区域 又は 地域生活拠点維持区域内 に居住するために中古住宅を購入し改修する世帯（購入後1年以内）	改修応援補助を申請する 全ての世帯	10万円を加算 (1世帯)

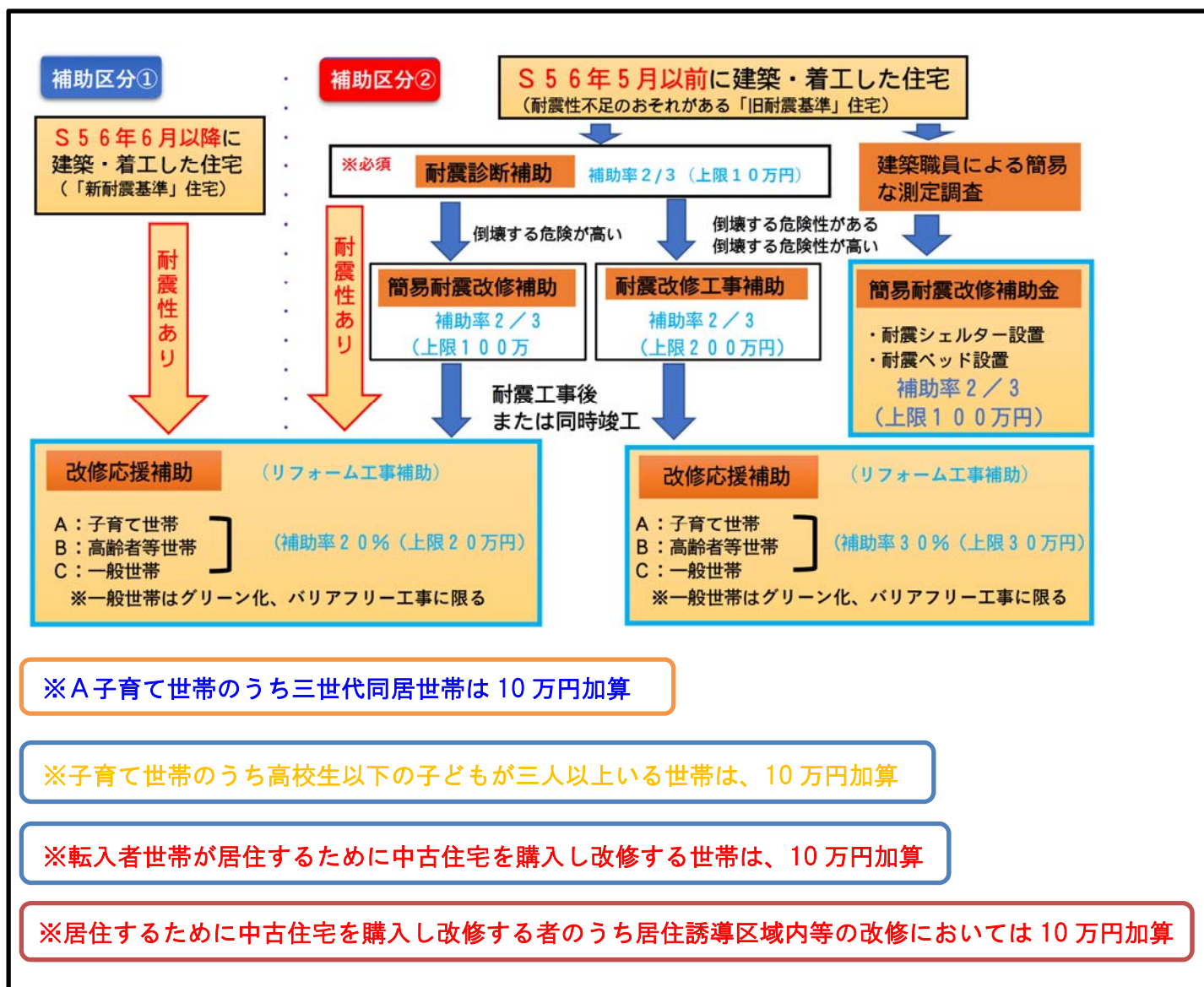
※居住誘導区域及び地域生活拠点維持区域内については鹿屋市 HP にある、まっぴゅ de かのや「都市計画情報マップ」でご確認ください。

● **世帯区分**

種類	内容
A：子育て世帯	高校生以下（4月1日現在で18歳未満）の 就学者（住民票・学校名） 又は未就学児と同居している世帯
B：高齢者等世帯	65歳以上の 高齢者（実績報告書提出時） 又は4級以上の身体障害者手帳、3級以上の精神保健福祉手帳若しくはB1以上の療育手帳の交付を受けている者と同居している世帯
C：一般世帯	上記以外の世帯

※AとBのいずれにも該当する場合は、Aで申請してください。

●フロー図



2 補助条件

●補助対象者

- ・市内に居住及び住民登録しており、市税の滞納がない者

「市税に滞納がない証明書」を添付すること。(3ヶ月以内のもの)

※市外からの転入者は、従前の市町村税にも滞納がないこと。

●補助対象住宅

【補助区分①】 耐震性がある住宅

- 昭和 56 年 6 月 1 日以降 に建築・着工された住宅

- ・専用住宅

- ・集合住宅

- ・併用住宅

(専有部分のみ)

(居住部分のみ)



- かつ、補助対象者が所有し、現に自ら居住している住宅

※法人名義の住宅、貸家は対象外

※中古住宅を購入する場合は、交付申請までに売買契約を行い、実績報告時に転居(住民票異動)していれば対象

※昭和 56 年 6 月以降の建築であっても、建築当時の建築基準を満たさない住宅は対象外

【補助区分②】 耐震性不足のおそれがある住宅

耐震診断

- 昭和 56 年 5 月 31 日以前 に建築・着工された戸建住宅

※専用住宅、併用住宅(面積要件有)

※法人名義の住宅、貸家も対象(空家は不可)



耐震改修工事

- 耐震診断の結果、耐震性が不足していた戸建住宅

- ・木造 ⇒ 上部構造評点(Iw 値) 1.0 未満

- ・木造以外 ⇒ 構造耐震指標(Is 値) 0.6 未満

(※第一次診断法は 0.8 未満)

※法人名義の住宅、貸家も対象(空家は不可)

改修応援

(リフォーム)

- 耐震性がある戸建住宅又は耐震改修工事を行う戸建住宅

※専用住宅、併用住宅(居住部分のみ)

- かつ、補助対象者が所有し、現に自ら居住している戸建住宅

※法人名義の住宅は対象外 ※貸家は対象外

◎集合住宅

⇒ 対象外



●補助要件

改修応援（リフォーム）	
○対象工事費が 20 万円以上 であること。（※対象工事は、P 13～P18 参照）	
耐震診断・耐震改修工事	
【耐震診断】 別に定める方法※¹により、耐震診断技術者※²が行うこと。	※¹【木造】一般財団法人日本建築防災協会発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「一般診断法」又は「精密診断法」 【非木造】一般財団法人日本建築防災協会発行の「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」又は「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める第1次診断法、第2次診断法又は第3次診断法 ほか別に認めた方法
【耐震改修工事】 耐震診断の結果、耐震性が不足する住宅について、耐震診断技術者※¹が設計及び監理を行い、以下の条件を満たす補強工事 ・木 造 ⇒ Iw 値を 1.0 以上 にする工事 ・木造以外 ⇒ Is 値を 0.6 以上（※第一次診断法は 0.8 以上）にする工事	※² 鹿児島県建築士事務所協会又は県住宅・建築総合センター等が行う講習会を受講した建築士
【簡易耐震改修工事】 耐震診断の結果「倒壊する危険性が高い」（Iw 値 0.7 未満、Is 値 0.3 未満）住宅について、以下のいずれかに該当する工事 ○耐震診断技術者※¹が設計及び監理を行い、以下の条件を満たす補強工事 ・木 造 ⇒ Iw 値を 0.2 以上 加点し、かつ 0.7 以上 にする工事 ・木造以外 ⇒ Is 値を 0.2 以上 加点し、かつ 0.3 以上 にする工事 ○居室（居間、寝室等）に耐震シェルター※³※⁴を設置する工事 ○全高齢者等の就寝箇所に防災ベッド※³※⁴を設置する工事	
※³ 公的機関により耐震実験を行い、安全性の評価を受けたもの ※⁴ 著しく耐震がないと判断される住宅 建築職員による簡易な測定調査をうけたもの	

施工業者
○市内に本社、支社、営業所等を有する法人又は住所を有する個人業者で市税の滞納がないこと。 ○耐震診断及び耐震改修の設計・管理は、耐震診断技術者が所属する市税の滞納がない市内の建築士事務所（非木造については、市外業者でも可）
共通・重要
○市に補助申請を行い、市から「補助金等交付決定通知書」が届いてから診断・工事を行い、工事完了期限までに完了（診断・工事）し、市に実績報告を行うこと。 ※事前着手・完了住宅は対象となりません。 ○他の住宅関連補助制度と工事箇所・内容が重複しないこと。 【例】・介護給付、定住促進事業の住宅改修（市） ・耐震診断、耐震改修（国） ○申請する補助金ごとに、過去に市から同様の補助を受けていないこと。 ・改修応援（リフォーム）の申請者は、市の住宅リフォーム補助金(H25～27)、支え愛ファミリー住宅改修応援事業(H28～R 6)の交付 ・耐震診断・耐震改修工事の申請者は、市の耐震診断・耐震改修工事補助金の交付

3 手続の流れ（事前申込・公開抽選、補助申請）

- まずは、事前申込書の提出を、下記期間内に提出してください。
- 事前申込書を提出の方を対象に、下記の日程で公開抽選を行います。
- 事前申込と補助申請は、代理者（＝施工業者）でも構いませんが、委任状が必要です。

		事前申込	公開抽選
事前申込	期間	令和7年5月7日(水)～5月23日(金) 9:00～12:00、13:00～16:00	令和7年5月30日(金) 一般 9:00～10:30、子育て 10:30～12:00、高齢者等 13:00～15:00
	場所	市役所4階 建築住宅課窓口	市役所4階 401会議室
	受付方法	○事前申込受付後、抽選番号記入の控え 受け渡し	○建築住宅課による公開抽選 ※当選者発表 ※予算超過の場合、補欠当選者発表
	備考	・当選者には当選書の発行 ・事前申込は1住宅につき1枚限り（申込後、申請者・住宅の変更不可）	
補助申請	場所	建築住宅課窓口	
	期間	令和7年6月2日(月)～7月31日(木)	
	備考	※申請書一式を提出（提出のない場合は当選無効）	
事業完了期限	期限	補助決定日から令和8年2月27日(金)まで	
	備考	※事業完了（＝領収書発行日）後2週間以内に実績報告書一式を提出	

《事前申込受理～交付決定～交付確定の意味合い》

事前申込(仮申請)：受理＝公開抽選者決定（※交付決定ではありません）

↓

公開抽選：事前申請者の中から、交付申請決定者選定及び補欠申請者選定
（予算超過の場合は補欠受付となり、予算内で繰上を順次案内）

↓

交付申請(本申請)

↓（受理後2～3週間程度）

交付決定：補助金を利用できることが決定 ※契約・着工は交付決定後

↓（事業完了後2週間以内）

実績報告⇒交付確定：事業に補助金を支払うことが決定

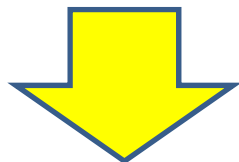
－ 確 認 －

- 工事内容や金額、業者等が決定してから、書類を提出してください。
- 工事に使用する資材・材料等は、出来るだけ市内で購入・調達し、外注する場合も、出来るだけ市内業者の利用をお願いします。
- 業者の対応に不安・疑問をもったら、すぐに契約せず、下記の機関に相談してください。
・鹿屋市消費生活センター（0994-31-1169） ・住まいるダイヤル（0570-016-100）

4 必要書類（事前申込、改修応援補助・耐震診断補助・耐震改修工事補助）

『事前申込』に必要な書類・・・ 記載例 P 1～

- ☐ 鹿屋市支え愛ファミリー住宅改修応援事業・事前申込書
- ☐ （代理者に手続委任の場合）委任状



『補助申請』に必要な書類

- 申請する補助金の種類ごとに、申請書などの必要書類一式を揃え、提出してください。

・『改修応援補助』に必要な書類	P 12
・『耐震診断補助』に必要な書類	P 19
・『耐震改修工事補助』に必要な書類	P 20

※書式及び記載例は建築住宅課窓口で配布（市ホームページにも掲載）

※誓約書、委任状、同意書は、自署での記入以外は、押印が必要になります。

《注意事項・共通》

- ①申請書類（添付書類を含む）は、原則「A4用紙」「縦向き」で作成すること
 - ・やむを得ない場合は「A4横」や「A3 とじ込み折り」も可
 - ・とじしろ（余白）を 1.5cm 以上確保すること

- ②見積書、写真、工事図面等は、分かりやすく、漏れがないように作成すること

《以下の場合、受理できません！》

- 見積書の内訳が詳細でないもの
- 見積書（工事内容）と写真・図面が一致しないもの（不足するもの）
- 図面の情報が不足するもの
（例）屋根・外壁塗装で、施工面積が確認できない（側面図の寸法、求積表等）など
- 写真について、以下の留意点を満たさないもの
 - ・改修箇所写真は、黒板等で撮影日・工事内容等を明示すること
 - ・改修箇所を確実に鮮明に撮影すること（ピンボケ・照度等に注意）
※改修箇所の全体像・位置関係も分かるように、アングルを注意
※黒板等が画面を大きく占有しない（改修箇所を隠さない）よう注意
 - ・サイズ変更（拡大・縮小）時の倍率は縦・横同率とすること

- ③事前着手・着工は補助取消となります：交付決定の通知後に契約・着工すること

※申請受理から交付決定まで2～3週間要しますので、着工予定日から逆算して申請してください（補助要件や申請書類に不備がある場合は更に遅れますので、余裕を持って提出してください。※着工前1ヶ月程度を推奨）

※契約日（＝実績報告時に提出する契約書写し）は交付決定日以降となります

- ④申請後（着工前）及び実績報告後に、係員による現地調査をさせていただきます

[事務フロー] (事前申込受理後、抽選会での当選者) ① 補助申請 ↓ ・申請書一式を提出 ※受理後2～3週間程度 ② 交付決定(市) ↓ ・申請者 or 代理者に決定通知 ③ 契約・工事着手 ↓ ・交付決定後 ④ 工事完了 ↓ ・期限内に完了 ⑤ 実績報告の提出 ↓ ・事業完了後2週間以内 ※受理後2～3週間程度 ⑥ 交付確定(市) ↓ ・審査後、申請者に確定通知 (⑦ 補助金の請求) ↓ ⑧ 補助金交付(市) ・指定口座へ振り込み ※実績報告受理後4週間程度	【④の申請に必要な書類】 ☐ 補助金交付申請書(第1号様式) ☐ 事業計画書及び同意書(第2号様式) ☐ 住宅所有者・建築年月を確認できる書類の写し ・登記事項証明書(取得日記載あり、3ヶ月以内のもの) ☐ 見積書(第3号様式) ・内訳を詳しく明記 ※全経費が補助対象経費の場合は、業者発行見積書のみ可 ☐ 付近見取図、工事内容が確認できる図面 ・施工前、施工後を比較できる図面 ☐ 写真 ・住宅外観の全体及び基礎部分の写真 ・全ての改修箇所の施工前写真 ※黒板等を利用し、物件名、改修内容、撮影日等が分かるように撮影 ☐ (代理者に事務委任の場合)委任状 ☐ 市税に滞納がない証明書(3ヶ月以内)(補助対象者及び市内業者) ☐ 誓約・同意書(業者用) ☐ 事前申込受理書 ☐ その他、市長が必要と認める書類 ・身障手帳・確約書・登記事項証明書(登記簿謄本)・戸籍謄本の写しなど
【⑤の実績報告に必要な書類(⑦の補助請求を含む)】 ☐ 実績報告書(第5号様式) ☐ 契約書の写し ・申請時と工事内容や金額が異なる時は、その内訳書又は見積書の写しも添付 ☐ 領収書の写し(※振込の場合は、請求書&振込票(控)でも可) ☐ 改修箇所の施工中及び施工後の状態が比較できる写真 ・物件名(黒板等利用) ・工程写真(施工中、施工後)など(※申請時と同アングルを撮影) ☐ 補助金交付請求書(第6号様式) ☐ 振込先の通帳の写し (必ずA4用紙で作成すること) ・見開き1ページ目(金融機関、支店、名義人、口座番号等が分かるページ) ※申請者情報(住所・口座等)のみ記入、それ以外は受理後窓口で記入	

●工事費の種類と補助対象額

総工事費	対象工事費①	全額補助対象(要 20 万円以上)	住宅本体工事(下表)
	関連工事費②	①を上限に補助対象額に算入	設備機器の設置等(次頁)
	対象外工事費	補助対象外	(次頁)

(例) 補助対象額の計算例

トイレ改修(対象工事費①25 万円)と

ボイラー給湯器設置・洗面台交換(関連工事費②80 万円)の場合

⇒補助対象経費 = 対象工事費①分 25 万円 + 関連工事費②分 25 万円 = 50 万円
(全額対象) (①が上限)

●改修応援補助の対象工事 (例) 住宅本体の工事が主な対象

工事箇所	工事内容	対象となる改修工事	対象となる世帯
屋根	塗装の塗替え	仮設足場も対象	子育て世帯 高齢者等世帯
	瓦などの葺替え	下地板・破風・軒先などの修繕・補修、 目止め、緊結なども対象	
	防水工事	陸屋根のシート防水、塗膜防水などが 対象	
外壁	塗装の塗替え	仮設足場も対象	子育て世帯 高齢者等世帯
	外壁の改修	サイディングや下見板・モルタル壁な ど、下地の修繕・補修も対象	
居室等	増築、間取りの変更	部屋の分割・合体・増築・減築などが 対象	
	補強工事	※耐震改修補助によらない耐震補強 工事等も対象 (耐震シェルター、防災ベッド等を 含む)	
床	床の張替え	フローリング・塩ビシートの張替え、 新畳交換など。下地板・根太などの修 繕・補修も対象	
	屋内の段差解消	床の嵩上げ、フローリング増張なども 対象	
	断熱改修	床暖房システムも対象	
壁、天井	壁紙やタイルなどの張 替え	塗壁・壁紙・化粧合板の模様替えなど が対象	
	建具の交換・設置	外窓の交換、内窓の設置、ガラスの交 換なども対象	
	断熱改修、耐震改修	※耐震改修補助によらないもの	

工事箇所	工事内容	対象となる改修工事	対象となる世帯
廊下・階段	廊下や階段の拡幅		子育て世帯 高齢者等世帯
	階段昇降機の設置		
	ホームエレベーターの設置		
台所	台所の改修	システムキッチン、シンク等の交換 床・壁・天井の張替えなど	
浴室等	浴室、トイレ 洗面所の改修	システムバス、浴槽、便器等の交換 床・壁・天井の張替えなど	
新型コロナ 感染対策に 関する工事	宅配ボックスの設置	設置においてアンカー固定の工事を 要するものを対象	
	玄関手洗い場の設置	センサー付き水栓の改修 センサー付き照明器具の改修	
	部屋全体につながる換 気設備の設置	24 時間換気扇の改修等	
	テレワークに関するス ペース等の設置	間仕切り壁等の改修 造り付け机や収納の改修 インターネット環境の整備に伴う電 気や通信等の宅内配線工事	
その他、市長が適当と認める工事			

※カタログ、メーカー定価記載計算書等添付
システムバス、システムキッチン、ビルトイン
タイプのコンロ・IH・食洗器等
トイレ、エコキュート、カバー工法（屋根、壁）
太陽光発電システム、蓄電池等 コピー可

●バリアフリー化に関する改修工事（BF化）（例）

工事箇所	工事内容	対象となる改修工事	対象となる世帯
バリアフリー化に関する工事	廊下または出入口	介助用の車椅子で容易に移動するために通路または出入口の幅を拡張する工事 手すりを取り付ける工事 床の段差を解消する工事 床の材料を滑りにくいものに取り替える工事 開戸を引戸、折戸等に取り替える工事 開戸のドアノブをレバーハンドル等に取り替える工事 戸に戸車その他の戸の開閉を容易にする器具を設置する工事 ホームエレベーターの設置	一般世帯 子育て世帯 高齢者等世帯
	階段	階段の設置または改良によりその勾配を緩和する工事 手すりを取り付ける工事	
	浴室	入浴またはその介助を安易に行うために浴室の床面積を増加させる工事 浴槽のまたぎを高さの低いものに取り替える工事 固定式の移乗台、踏み台その他の高齢者等の浴槽の出入りを容易にする設備を設置する工事 高齢者等の身体洗浄を容易にする水栓器具を設置しまたは同器具に取り替える工事 手すりを取り付ける工事 上記内容を含むユニットバスに入れ替える工事	

	トイレ	排泄またはその介助を容易に行うために便所の床面積を増加させる工事 便器を座便式のものに取り替える工事 座便式の便器の座高を高くする工事 手すりを取り付ける工事 床の段差を解消する床の工事	
その他、市長が適当と認める工事			

●グリーン化（省エネルギー化）に関する改修工事（GX化）（例）

工事箇所	工事内容	対象となる改修工事	対象となる世帯
グリーン化 (省エネ等) に関する工 事	太陽光発電の設置	10Kw 未満まで (住宅の屋根及び住宅の敷地内や附 属車庫の屋根に設置するものを対象 とする)	一般世帯 子育て世帯 高齢者等世帯
	L E D及びセンサー付 き照明器具の設置	電気工事を伴うものが対象 (個人で取り付けるもの等は対象 外)	
	エコキュートの設置	新たに設置するもの	
	太陽熱温水器の設置工 事	住宅の屋根及び住宅の敷地内や附属 車庫の屋根に設置するものを対象と する	
	蓄電池の設置	電気工事を伴うものが対象 (個人で取り付けるもの等は対象 外)	
	I Hヒーターの設置	ガスから I Hに交換するなど電気工 事を伴うものを対象とする (個人で取り付けるもの等は対象 外)	
	住宅躯体の省エネに向 けた屋根や壁及び開口 部の断熱改修等	屋根や外壁に断熱材を施す工事 開口部のガラスを複層ガラスに変え る工事又は遮熱性の高いガラスに変 える工事	
その他、市長が適当と認める工事			

●改修応援補助の対象外工事と関連工事（例）

分類	対象外工事の例	関連工事の例 ・ 備考
一般	補助金の交付決定前に着手した工事	
	新築、改築工事	
	解体工事（単独工事）	
	車庫、物置、倉庫、ウッドデッキ、屋外スロープ化の工事	※さしかけ（雨除け、降灰対策）工事を伴う、ウッドデッキ工事は対象 ※玄関に直結するスロープ化工事については応相談
	サンルーム（ 単独工事 ）	他に対象工事費が 20 万円以上あれば【関連工事費】として算入
	畳の表替え・襖の張替え（ 単独工事 ）	
設備機器 ・ 器具	洗面台、洗面化粧台等の交換（単独工事）	他に対象工事費が 20 万円以上あれば【関連工事費】として算入
	ガスコンロ、食洗機、給湯器（ボイラー等）の交換（単独工事）	
	水栓・シャワー水栓、備付器具類の設置・交換（単独工事）	対象工事（20 万円以上の浴室・トイレ改修等）に伴う設置・交換に限り、【関連工事費】として算入
家電関係	エアコン、照明器具、家具等の購入や設置 ビルトインタイプでないガスコンロ、IH調理器、食洗機等の購入や設置	
	家庭用電化製品等の購入や設置	
屋外関係	下水道接続工事	改修に伴う敷地内の下水道配管工事は対象
	門扉、ブロック塀等の外構工事	
メディア関係	電話、インターネット等の配線工事	
	テレビアンテナ等の設置	
衛生関係	庭木の剪定、植栽工事	
	防腐・防蟻・シロアリ駆除	
	ハウスクリーニング、排水管清掃など	
補償	公共工事の施行に伴う補償工事	道路改良、土地区画整理事業など
既存制度	他の住宅関連補助制度を利用する工事	福祉関連住宅改修補助制度 合併処理浄化槽工事 など

※住宅に附合(ビルトイン等)していない取外し可能なもの(備品の購入)や工事を伴わないものは対象外とする。

[事務フロー] ① 事前協議（業者と契約前に市と協議） ↓ ② 補助の申請 ↓ ・ 申請書一式を提出 ※受理後 2 ～ 3 週間程度 ③ 交付決定（市） ↓ ・ 審査後に決定通知 ④ 耐震診断委託 ↓ ・ 交付決定後 ⑤ 診断終了 ↓ ⑥ 実績報告の提出 ↓ ※受理後 2 ～ 3 週間程度 ⑦ 交付確定（市） ↓ ・ 審査後に確定通知 (⑧ 補助金の請求) ↓ ⑨ 補助金交付（市） ・ 指定口座へ振り込み	<u>【②の申請に必要な書類】</u> ☐ 補助金交付申請書（第 1 号様式） ☐ 耐震診断実施計画書（第 2 号様式） ☐ 耐震診断費用の見積書の写し ・ 内訳を詳しく明記 ☐ 住宅所有者・建築年月を確認できる書類の写し（事前申込で提出者は不要） ・ 登記事項証明書（取得日記載あり、3 ヶ月以内のもの） ☐ 市税に滞納がない証明書（3 ヶ月以内）（申請者及び市内業者） ☐ （借家の場合）耐震診断借主・貸主同意依頼書（第 3 号様式） ☐ 付近見取図、配置図、平面図（延べ面積の算出が可能な程度のもの） ☐ 外観写真 ☐ 耐震診断技術者の建築士免許証の写し ☐ 耐震診断講習会修了証等の写し ☐ （代理者に手続委任の場合）委任状 ☐ 誓約・同意書（業者用） ☐ その他、市長が必要と認める書類
<u>【⑥の実績報告に必要な書類（⑧の補助請求を含む）】</u> ☐ 実績報告書（第 5 号様式） ☐ 耐震診断結果報告書（第 6 号様式） ☐ 建築士事務所が発行した契約書の写し及び領収書の写し ☐ 配置図、平面図 ☐ 補助金交付請求書（第 8 号様式） ☐ 振込先の通帳の写し （必ず A 4 用紙で作成すること） ・ 見開き 1 ページ目（金融機関、支店、名義人、口座番号等が分かるページ） ☐ その他、市長が必要と認める書類	

[事務フロー] ① 事前協議（業者と契約前に市と協議） ↓ ② 補助の申請 ↓ ・ 申請書一式を提出 ③ 交付決定（市） ↓ ・ 審査後に決定通知 ④ 契約・工事着工 ↓ ・ 交付決定後 ⑤ 中間検査の申請 ↓ ・ 目視確認可能な時期 ⑥ 中間検査結果通知（市） ↓ ⑦ 工事完了 ↓ ⑧ 実績報告の提出 ↓ ⑨ 交付確定（市） ↓ ・ 審査後に確定通知 （⑩ 補助金の請求） ↓ ⑪ 補助金交付（市） ↓ ・ 指定口座へ振り込み	【②の申請に必要な書類】 ☐ 補助金交付申請書（第 1 号様式） ☐ 耐震改修工事実施計画書（第 2 号様式） ☐ 耐震改修工事費用の見積書の写し（実施設計及び工事監理費を含む） ・ 内訳を詳しく明記 ☐ 耐震改修工事計画図面 ☐ 市税に滞納がない証明書（3 ヶ月以内） （申請者及び市内業者） ☐ （借家の場合）耐震改修工事借主・貸主同意依頼書（第 3 号様式） ☐ 外観写真 ☐ 耐震診断技術者の建築士免許証の写し※ ☐ 耐震診断講習会修了証等の写し※ ☐ 補強計画後の診断表※ ☐ （代理者に手続委任の場合）委任状 ☐ 誓約・同意書（業者用） ☐ その他、市長が必要と認める書類 ※印：耐震シェルター・防災ベッドは不要
【⑤の中間検査の申請に必要な書類】 ☐ 中間検査申請書（第 5 号様式） ☐ 設計監理業務契約書の写し（※耐震シェルター・防災ベッドは不要） ☐ 耐震改修工事請負契約書の写し ☐ 耐震改修図面 ☐ その他、市長が必要と認める書類	
【⑧の実績報告に必要な書類（⑩の補助請求を含む）】 ☐ 実績報告書（第 7 号様式） ☐ 耐震改修工事監理報告書（第 8 号様式）※ ・ 添付図書を含む ☐ 建築士事務所が発行した領収書の写し※ ☐ 工事施工者が発行した領収書の写し ☐ 耐震改修図面 ☐ 施工写真（補強した全箇所の施工前・施工中・施工後の状態が比較できる写真） ☐ 耐震改修工事中間検査結果通知書の写し ☐ 補助金交付請求書（第 10 号様式） ☐ 振込先の通帳の写し （必ず A 4 用紙で作成すること） ・ 見開き 1 ページ目（金融機関、支店、名義人、口座番号等が分かるページ） ☐ その他、市長が必要と認める書類	※印：耐震シェルター・防災ベッドは不要